

## 1

# 「滋賀県環境こだわり農業推進条例」

～環境に配慮した農業について、県民あげて  
支援していくことを定めた全国で初めての条例です～

## 「環境こだわり農業」とは

「環境こだわり農業」とは、農業と化学肥料の使用量を通常よりも相当程度(3～5割を想定)削減し、同時に農業濁水を流さないなど、環境に配慮して農作物を栽培することをいいます。

## 条例の中味は？

### (1) 「県の責務(県がしなければならないこと)」＝「環境こだわり農業を推進する」

#### ①環境こだわり農業推進のための基本計画と営農技術指針を策定する。

推進のために基本計画と、農業者が環境こだわり農業に取り組んでいたためにいろんな栽培技術を開発して、その結果を農家の人たちに普及する。

#### ②環境こだわり農産物認証制度を条例に位置づける。

県民に支援されて条例が出来たわけなので、これからきちんとその制度を続けていく。また情報公開もして、透明に、公正に県民に見える形にする。条例に位置づけられることによって、制度も安定的に運用されていくこととなります。

#### ③農業者や集落営農組織と県知事が「環境こだわり農業の実施に関する協定」を結び、県は必要な場合には経済的支援を行うことができる。

全国初めての、条例に位置づけた経済的な支援です。



### (2) 「農業者等・農業団体の努力」＝ 「環境こだわり農業の実施に主体的に取り組むよう努める」

農業者とか関係団体の方はがんばって、消費者が望むような、より安全で安心なものをつくって下さい。とれる量が減ることもあるし、お金もたくさんかかるなどリスクも背負ったり苦勞は多いけれども、環境に配慮して消費者が望む農業生産でない、応援をしていただけないのではないのでしょうか。



### (3) 「農産物販売業者の努力」＝「環境こだわり農産物の供給が図られるよう努める」

日本全国・世界中から来る農産物があるなかで、消費者においても、安いものを望む人もあれば、より安全・安心なものをと望む人もあるけれども、できるだけ条例で進めているこの環境こだわり農産物をがんばって売ってください！

### (4) 「消費者の役割」＝「環境こだわり農業の推進に積極的な役割を努める(環境こだわり農産物を率先して購入する)」



▲環境こだわり農産物  
認証マーク

認証マークのついたものを買う、あなたのつくってくれた農産物が、私たちは安心して食べられるんというような思いが生産者に返ってけば、がんばって作る次の生産意欲に結びつく。また、化学農業や化学肥料が減って、琵琶湖をはじめとする環境にも負荷を与えない農業が滋賀県の中で広まっていくことになるので、消費者の方にも、たくさんとか積極的に買うことで応援していただきたいと思います。



# 2

## 環境こだわり農産物って？



滋賀県内で農薬や化学肥料を通常※)の5割以下にして、同時に琵琶湖をはじめとする環境に対する影響を小さくした栽培方法を使って生産したことを滋賀県が認証したのが「環境こだわり農産物」です。

※)「通常」とは、県内で一般に栽培される場合に使われている農薬や化学肥料の使用量を調べて、平均したものです。

また、農薬の中には混合剤といって、2種類以上の成分を混ぜたものがあります。2種混合剤を1回使えば2剤とカウントします。同じ農薬でも、2回やれば2剤とカウントします。このように、農薬を使った回数でなく、農薬の成分ごとにカウントしています。

なお、ここで言う「農薬」とは化学合成農薬を指し、天敵昆虫や生物農薬、除虫菊乳剤、食酢などは含みません。

# 3

## この条例ができた背景

### 滋賀県の環境をよくしていくために

琵琶湖の水質は、昭和40年代後半から急速に悪化してきました。その第一の原因は家庭からの排水であり、また工業排水や農業排水も汚れの原因となっています。琵琶湖でとれる貝や魚も全体として減り続けています。これまでのままでは水質はよくなることは考えられません。「誰かがやるだろう」ではなく、県民みんなが自分のこととして、できることをする。農業面からも、取り組みが必要です。

### 農業排水の影響は？

滋賀県の農地に使われる水は、地下へ浸透する以外は、ほとんどが排水路や河川を経て琵琶湖へ流れ込みます。そのため、農地で使われた農薬や肥料はごくわずかですが琵琶湖に流れ込むことになります。その水を近畿1,400万人の水源としており、飲料水に使っている滋賀県民も多くいます。

環境こだわり農産物を買うことによりその生産面積が増えると、県内で用いられる農薬や化学肥料が少なくなり、琵琶湖の水を守ることにつながります。

もちろん、少ない農薬で栽培された野菜や米などの農産物を買う機会が多くなることも私たちにとってありがたいことですよ。

# 大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例の概要

## 条例の背景

### 【大阪における課題】

- 1戸当たりの経営耕地面積  
→3.5アール【全国最小】
- 販売農家の割合  
→4.2%【全国最低】等

### 【既存法制度などとのミスマッチ】

- 農業経営基盤強化促進法：大規模農家を中心に担い手の育成（年間所得目標600万円以上）→府での認定農家戸数 約1,200戸
- 農業振興地域の整備に関する法律：農用地区域(20ha以上の集団農地)に重点支援→府の農用地区域は全農地の3.6%



- 大阪の実状にあった独自制度が必要
- 農業者だけでなく、府民全体で取り組むことが必要

## 条例化

○都市農業と農空間の  
公益的機能の発揮

○府民の健康的で  
快適な暮らしの実現

○安全で活気と魅力に満ちた  
まちづくりの推進

## 条例の3つの柱(具体的な制度)

### 多様な担い手を育成 (大阪版認定農業者制度)

農業生産の主力となる農業者に加え、小規模であっても地産地消に貢献する農業者等を認定し支援することにより、多様な担い手を育成・確保する。

(主な内容)

次のような農業者等を認定する。

- 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者及びこれに準ずる者
- 栽培した農産物を直売所や学校給食等に出荷する農業者
- 環境に配慮した農産物の生産
- 出荷に取り組む農業者
- 直売所等を中心に農業経営を行う農業者等で組織する団体
- 援農ボランティアなど、府民等で組織する営農支援団体

### 農空間を守る (農空間保全地域制度)

農空間の保全を進める地域の指定や遊休農地を府民等の幅広い参加で解消するための仕組みを設ける。

(主な内容)

- 守るべき農空間を「農空間保全地域」として指定  
(概ね5ha以上の集団農地や生産緑地等が指定対象)
- 農空間保全地域における遊休農地の利用促進
  - ・農地所有者等の意向把握(農地利用計画の提出依頼)
  - ・遊休農地の利用促進や未然防止に取り組む地域組織を認定及び支援
  - ・府みどり公社による遊休農地の借上げと利用希望者(農業者や市民農園開設者)へのあっせん 等

### 安心安全な農産物の供給 (農産物の安全安心確保制度)

農産物の安全安心を確保し、大阪産のブランド化を推進する。  
(主な内容)

- 生産者に関する措置
  - ・農薬の使用状況等(生産履歴)を記録し、残すよう努めることなどを求める。
- 出荷団体・直売所に関する措置
  - ・農薬使用に関する指導者(農業管理指導士等)を配置し、生産履歴の点検に努めることなどを求める。
- 大阪府が実施する措置
  - ・基準に合わない農薬が使用された農産物の出荷や販売を禁止するとともに、それらの安全確認や出荷停止等の勧告を行う。(正当な理由なく、従わないときは公表が可能)

## 徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例



## 条例制定の背景

世界的な食料危機・日本の低い食料自給率などにより、食料の安定供給が大きくクローズアップされ、また輸入農林水産物への不安や食品偽装などにより、消費者の食の安全・安心に対する関心が増大する中、農林水産業に大きな期待が寄せられています。

こうした中、農林水産業の持続的な発展や農山漁村の活性化は、県民みんなで取り組んでいかなければならない喫緊にして重要な課題となっています。このため、県として取り組むべき施策の方向性を明らかにすることで、本県の農林水産業や農山漁村を、将来にわたり魅力ある産業・きらりと光るくらしの場として育てていくことが重要であると考え、条例を制定しました。

## 施策検討の方向性

「農林水産業の持続的な発展」と「農山漁村の活性化」を県民等とともに取り組む

- 「食料政策」……県民に「いのち」の糧である食料を安定的に供給する
- 「産業政策」……食料を供給する農林水産業の持続的な発展を図る
- 「地域政策」……農山漁村が育む「くらし」を通じ、県民に安らぎを提供する
- 「協働政策」……県民の参画と協働により農山漁村の保全に取り組む

## 条例の特長

徳島らしさ 生産と消費の距離が近い を今後とも発展させる  
創意工夫に富んだ生産活動

## 徳島らしい農林水産業

- ① 「生産と消費の距離が近い」という特性を生かし「生鮮食料供給地としての責務」
- ② 「恵まれた自然環境」のもと「多種多様な農林水産業の展開」
- ③ 「高い技術力と創意工夫に富んだ生産活動」により安全・安心で高品質な「とくしまブランドの創出」
- ④ 認定農業者、新規就業者、女性・高齢者、エコファーマー、農業法人、ファームサービス、集落営農など「多様な担い手」が存在し、農林水産業が地域を支える「基幹産業」
- ⑤ 中山間地域での「就業機会を確保」し、魅力あふれる「農山漁村を発信」
- ⑥ 農林水産業・農山漁村の「多面的機能を発揮」し、豊かな「田園環境を創造」

+

徳島らしさに**新たな視点**を加える

- ☆自然循環機能を生かし、本県農林水産業は「地球環境の保全に貢献」
- ☆商工業の高いものづくり技術・販売戦略等とを有機的に連携させ「農商工連携」を促進
- ☆「県民の参画と協働」による「潤いと安らぎのある空間」の創造

「いのち」と「くらし」を支える  
食料・農林水産業・農山漁村を次代へ継承する